

令和 4 年 9 月 1 日  
内閣官房  
法務省  
外務省  
厚生労働省  
国土交通省

## 水際措置の見直しについて

本年 9 月 7 日から、水際対策について以下の措置を講じる。

1. 外国人観光客の入国制限の見直し  
旅行代理店等を受入責任者とするパッケージツアーについて、添乗員を伴わないものも認めることとし、対象国・地域も全ての国・地域に拡大する。
2. 入国者総数の引上げ  
入国者総数の上限について、現在の 1 日 20,000 人目途を、1 日 50,000 人目途に引き上げることとする。

(以上)